

事務連絡
令和3年5月25日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年5月21日に開催された第66回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域に、沖縄県が追加されるとともに(期間：令和3年5月23日～6月20日)、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から、愛媛県及び沖縄県が除外されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、緊急事態措置区域においては、職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指すこととされていることから、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めていただきますようお願いいたします。

また、重点措置区域においても、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するとともに、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

(別紙)「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年5月24日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添1)「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」(令和3年5月21日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

(別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

- (令和3年5月21日新型コロナウイルス感染症対策本部長)
- (別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」(令和3年5月21日新型コロナウイルス感染症対策本部長)
- (別添1別紙3)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年5月21日変更)
- (別添1別紙4)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案(新旧対照表)」
- (別添2)「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(令和3年5月21日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (別添3)「沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年5月21日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (別添4)「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」
- (別添5)「第27回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上